

NO	項目	質問内容	回答
1-1	研修	現在入院しているグループホーム利用者が、退院後たんの吸引が必要となります。この利用者を受け入れをするには、介護職員によるたんの吸引が必要となるため、研修を受講したいが、グループホームの職員はどちらの研修を受講すればよいか。	グループホームや有料老人ホームなどの複数の職員が複数の利用者にケアを行うことが想定される施設については、不特定多数の者対象の第一号研修又は第二号研修を受講してください。
1-2	研修	これから開設するサービス付高齢者賃貸住宅で働く介護職員も受講は可能でしょうか。	第一号研修又は第二号研修は、受講を申し込みは可能です。第三号研修は、事業として複数の利用者に対し、複数の職員が対応するため受講対象となりません。
1-3	研修	研修の受講者負担はありますか。	各登録研修機関が定める受講料を負担してください。また、県の補助金や労働局の助成制度もありますのでご活用ください。
1-4	研修	<不特定多数の者対象の研修について> 第一号研修又は第二号研修を受講できる介護職員は、特別養護老人ホーム等の施設に勤務している職員しか受講できないのか。	研修の受講条件には、特別養護老人ホームの勤務経験は必要ありません。ただし、各登録研修機関においては実地研修が実施できる施設に勤務している職員を優先的に受講決定している場合もあります。
1-5	研修	<不特定多数の者を対象とする研修について> 特別養護老人ホームの経過措置対象で認定証を交付を受けた介護職員が、50 時間の「第一号研修」又は「第二号研修」を受講する場合の免除科目は何か。	口腔内の喀痰吸引の演習と口腔内の喀痰吸引の実地研修が免除することができます。講義の免除科目はありません。
1-6	研修	<特定の者対象の研修について> 特定の者対象の研修の「第三号研修」の受講対象者は、どのような者が対象となりますか。	第三号研修は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応をする介護職員等が対象です。事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等については対象となりませんので、第一号研修又は第二号研修を受講してください。
1-7	研修	<特定の者対象の研修について> 第三号研修は、利用者、看護師の協力を得られることを確認してから研修を受けるべきでしょうか。	第三号研修は、利用者又は家族、主治医、連携する看護師の同意や協力が必要ですので、十分に説明し検討した上で、協力体制を整備して行ってください。

NO	項目	質問内容	回答
1-8	研修	<p><特定の者対象の研修について> 当事業所には現在たん吸引等を必要とする利用者がいないのですが、今後必要な利用者の依頼があった場合に備えて、たんの吸引等ができる体制を整備するために第三号研修の講義のみを事前に受ける事は可能でしょうか。</p>	<p>長野県では、講義及び実地研修が一連の流れの中で効果的な研修が実施できると考え、実際の対象者があって第三号研修を受講していただくこととしています。 そのため、実際の対象者となる利用者がなければ、第三号研修の受講はできません。 第一号研修又は第二号研修であれば、利用者がいない場合であっても、受講することは可能です。</p>
1-9	研修	<p><特定の者対象の研修について> 経過措置対象の研修である「特定の者対象の研修」又は「第三号研修」を受講した場合、その後、別の利用者に喀痰吸引等を行う場合、再度第三号研修を受講する必要があるか。</p>	<p>基本研修は免除となりますので、実地研修のみ受講してください。</p>